

早期営農再開支援事業(8月大雨)

(資材の調達支援/追加防除施肥/作物残渣の撤去)

令和7年8月大雨により、市内広範囲で農作物や農業用ハウスの浸水等甚大な被害が発生したことから、被災農業者の速やかな営農再開に必要な生産資材の調達等を支援します。

1. 助成対象者

被災農業者

※ ほ場等が大雨により被災した旨の証明を八代市長から受ける必要があります。

2. 支援内容

※被災を受けたことで、早期営農再開に向けて追加的に必要となった掛かり増し経費が支援の対象です。 (令和7年9月29日現在)

支援内容	補助対象経費	補助率	留意事項
(1) 資材の調達等支援	令和7年度中の早期営農再開に必要な生産資材(種子・苗等の消費財に限る)の購入経費及び早期営農再開に必要な作業委託費並びに農業用機械等レンタル経費	県(国): 1/2 以内	・他作物に転換する場合の種苗費は、前作の種苗費の2倍を上限とする。 ・助成対象者は農業保険法に基づく農業共済、収入保険等への積極的な加入に努めること。
(2) 栽培環境整備 ア. 追加防除・施肥	被災からの生産回復等に向けて追加的に必要となる薬剤及び肥料の購入並びに土壌診断に必要な掛かり増し経費	※市: 検討中	・助成対象者は、農業保険法に基づく農業共済、収入保険等への積極的な加入に努めること。 ・作物残さを処理する場合は、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題、不法投棄等の防止に留意すること。
イ. 作物残さの撤去	被災に伴い新たに必要となった作物残さの撤去により、早期作付又は作物転換に向け、良好な栽培環境を整備するために必要な掛かり増し経費	定額 作物残さ 1,500 円/10a 以内 保管中の作物残さ 5,500 円/人・日以内	

3. 対象地域

(1) 資材の調達等支援

- ・市町村が被災により30%以上の収穫量の減少が見込まれると認めたほ場
- ・市町村が被災により20%以上の収穫量の減少が見込まれると認めた農家の 被災ほ場

(2) 栽培環境整備

- ・市町村が被害を確認し、県に対して被災があった旨を報告したほ場

4. 成果目標

(1) 資材の調達等支援

被災した農地等における令和7年度中の営農再開

(2) 栽培環境整備

被災した農地等において令和7年度中の営農再開のために適切な環境が確保されること

5. その他(必要書類等)

- ・被災したことがわかる写真
- ・資材調達を行ったことが証明できる書類(納品書や領収証)
- ・作業日誌

八代市農業振興課 TEL 0965-33-8751